

別表1（第2条関係）

表彰の種類		選考基準
1	スポーツ功労賞	スポーツの振興に、特に顕著な業績を収めたもの
2	最優秀スポーツ選手賞	3欄の賞のいずれかの基準に該当し、特に顕著な成績を収めたもの
3	優秀スポーツ選手賞	(1) オリンピック部門 オリンピック選手に選ばれたもの (2) 国際大会部門 国際大会で入賞したもの (3) 全国大会部門 全国大会で優勝したもの (4) 世界新記録・日本新記録部門 世界新記録・日本新記録（大学、高等学校、中学校の分野を含む）を樹立したもの (5) 連続優勝部門 中央競技団体・都道府県競技団体及び日本スポーツ協会・日本オリンピック委員会等が主催・共催する四国大会以上の大会で、3年又は5年又は7年若しくは10年以上連続して優勝したもの (6) マスターズ部門 マスターズ部門で、上記（2）又は（3）のいずれかに相当する成績を収めたもの
4	最優秀スポーツ指導者賞	継続して団体競技又は個人競技の育成・指導を行い、顕著な成績を収め、かつ、次の（1）又は（2）に該当するもの (1) 5欄（1）の賞受賞後3年以上経過したもの (2) 5欄（2）の賞受賞後、再度受賞に値するなど特に顕著な成績を収めたもの
5	優秀スポーツ指導者賞	(1) 育成指導者部門 団体競技又は個人競技の育成・指導を原則として10年以上行い、顕著な業績を収めたもの (2) 優秀選手指導者部門 過去に指導歴があり、3欄（2）又は（3）の賞の優秀な指導者
6	国民スポーツ大会選手特別賞	本県選手として、国民スポーツ大会に通算して10回以上出場した個人
7	国民スポーツ大会監督特別賞	本県監督として、国民スポーツ大会に通算して10回以上出場した個人

表彰の種類		選考基準
8	優秀スポーツクラブ賞	競技団体及び地域団体に所属する団体において、スポーツ競技組織が確立され、年間活動を継続して15年以上行い、その内容が高く評価され、かつ、模範的と認められるもの
9	優秀スポーツ団体賞	職域団体、競技団体又は地域団体において、組織が確立され、年間活動を継続して20年以上行い、その内容が高く評価され、かつ、模範的と認められるもの
10	スポーツ医科学功労賞	スポーツ医科学の振興に、特に顕著な業績を収めたもの (ドクター、トレーナー、薬剤師、栄養士など)

- 備考
- 1 3欄の「優秀スポーツ選手賞」の対象となる競技の開催期間は、原則として表彰日の属する年の前年1月1日から12月31日の1年間とする。
 - 2 3欄の「優秀スポーツ選手賞」(6)の受賞は、原則として一度限りとする。但し、80歳以上の者で、受賞して5年を経過した者については、再度表彰することができる。
 - 3 8欄及び9欄の「競技団体」、「地域団体」とは、それぞれ 定款第42条第1号、第2号に規定する団体をいう。
 - 4 9欄の「職域団体」とは、企業にあって二種目以上の部(チーム)を有するものとする。
 - 5 対象者は、中学生以上とする。

別表2（第2条関係）

表彰の種類		選考基準
1	国民スポーツ大会入賞選手賞	各種別、各種目においてそれぞれ8位以内に入賞した個人又は団体
2	国民スポーツ大会競技別総合優勝賞	各競技において、正式競技別男女総合成績第1位の団体

別表3（第2条関係）

表彰の種類		選考基準
1	大亀スポーツ賞	将来を目指してのスポーツ選手の育成並びにスポーツクラブ又はふるさとスポーツの育成発展やスポーツ活動を通じて、青少年の健全育成のために、愛媛県下地域で地道に活動されている目立たない陰の功労者の存在の方、またスポーツに関する応援活動、ボランティア活動などの他、オリンピック、国体などの出場種目にはいるものや、愛媛県でも未組織のマイナーな種目などにおける功労者を表彰する。

別表4（第2条関係）

表彰の種類		選考基準
1	えひめスポーツメセナ賞	積極的にスポーツ選手を雇用するなど、スポーツを通じた社会貢献活動に顕著な功績が認められ、かつ新たな選手を雇用した企業・団体を対象とする。新たな種目・種別の選手を積極的に雇用し、選手の活動に特別な配慮を図っている企業・団体を表彰する。

※功績内容により、再度表彰することができる。